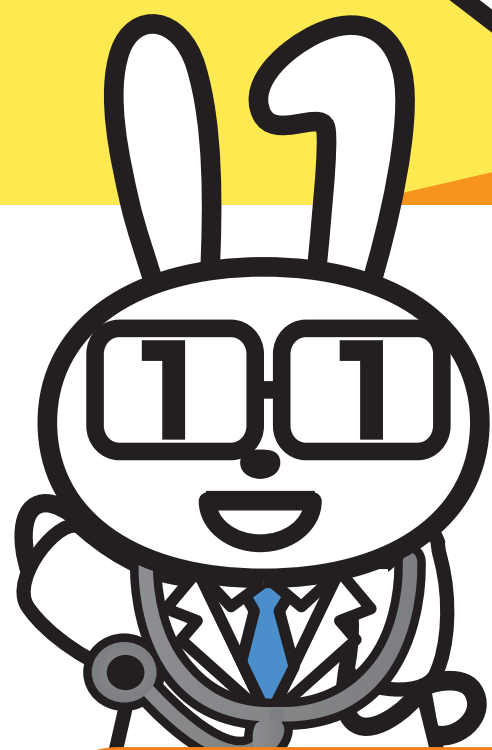


マイナ受付

対応しています

医療機関や薬局で、保険証の代わりに
マイナンバーカードを使う新たな方法。
それが「マイナ受付」です。



マイナンバーカードが 保険証として使えます。

マイナンバーカードを保険証として使うと

POINT 01



より良い医療が可能に!

初めての医療機関等でも、薬剤情報等の閲覧機能を使えば、今までに使った薬の情報が共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。 ※閲覧できるのは、医師・歯科医師・薬剤師等有資格者のみです

POINT 02



手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に!

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

このステッカーが目印!



事前に登録するだけで利用できます!



特定健診情報・薬剤情報 について

マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合、「マイナ受付」で本人が同意をすれば、医師があなたの**特定健診情報・薬剤情報**を閲覧すること※が可能になりました。

※ 同意に基づいて、医療機関からオンライン資格確認実施機関に特定健診情報等を照会し、医療機関へ提供されます。

どんないいことがあるの？

初めての医療機関でも、今までに使った**正確な薬の情報**やご自身の過去の健康状況が医師と共有できることで、**より多くの情報**に基づいた、診療を受けることが可能となります。

特定健診情報って？

40歳から74歳までの方を対象に、メタボリックシンドロームに着目して行われる健診結果の情報です。

※ 75歳以上の方の健診情報は、後期高齢者健診情報です。

医師が閲覧可能な情報項目

- 受診者情報
- 特定健診結果情報※
- 質問票情報(服薬・喫煙歴等)※
- メタボリックシンドローム基準の該当判定※
- 特定保健指導の対象基準の該当判定※

※ 2020年度以降に実施したものから5年分の情報が参照可能

メタボ健診とも呼ばれているよ。



薬剤情報って？

医療機関で投与されたお薬や薬局等で受け取ったお薬の情報です。

※注射・点滴等も含まれます。

医師が閲覧可能な情報項目

- 受診者情報
- 過去のお薬情報※
(調剤年月日、医薬品名、成分名、用法、用量など)

※ 2021年9月以降に診療したものから3年分の情報が参照可能